

国民健康保険制度改革について

令和 7 年 2 月 1 2 日

大津市国民健康保険事業の運営に関する協議会

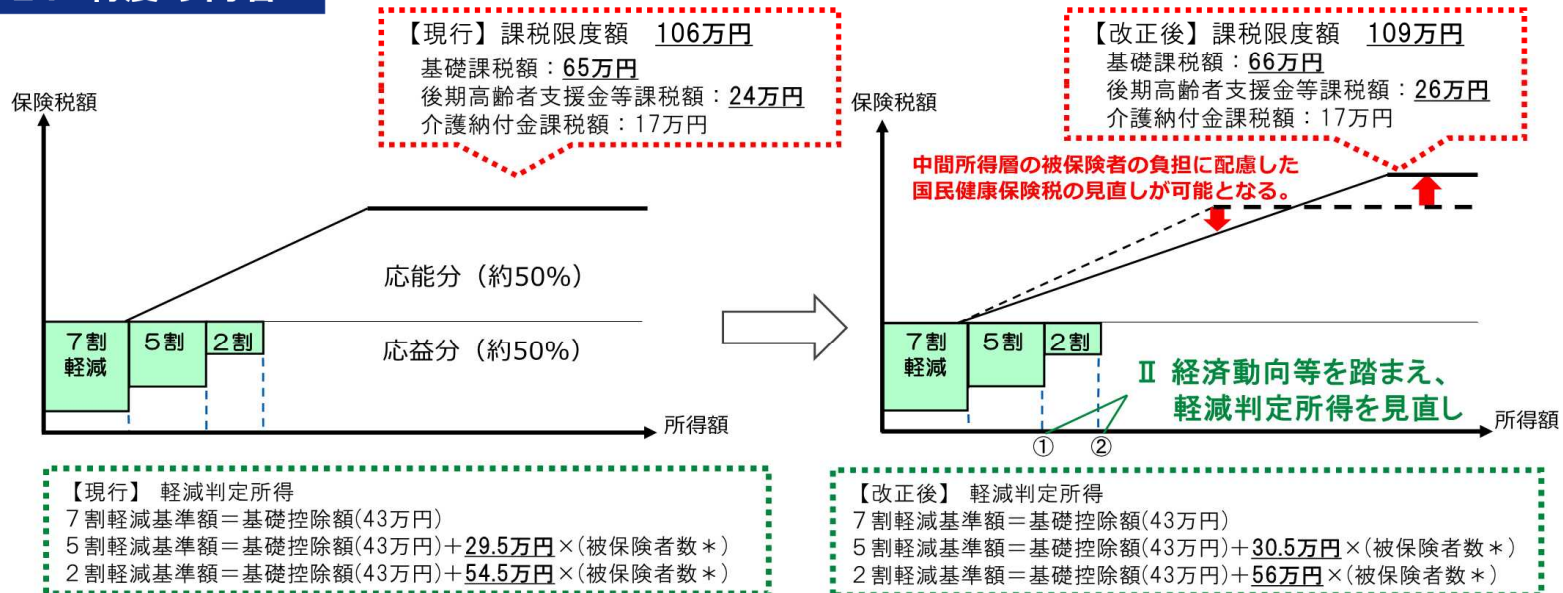
賦課限度額及び軽減判定所得の見直し

国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し (国民健康保険税)

1. 大綱の概要

- I 国民健康保険税の基礎賦課額に係る課税限度額を66万円（現行：65万円）に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を26万円（現行：24万円）に引き上げる。
- II 国民健康保険税の減額の対象となる所得基準について、次のとおりとする。
 - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を30.5万円（現行：29.5万円）に引き上げる。
 - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を56万円（現行：54.5万円）に引き上げる。

2. 制度の内容



＊被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

令和6年12月
厚生労働省資料
「令和7年度 税制改正
の概要(厚生労働省関
係)」より

賦課限度額の見直し

(1) 改正内容

基礎賦課分及び後期高齢者支援金等賦課分に係る賦課限度額について引き上げるもの。

	現行	改正後
基礎賦課分	65万円	66万円
後期高齢者支援金等賦課分	24万円	26万円
介護納付金賦課分	17万円	17万円

(2) 賦課限度額の改正経過

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
基礎賦課分	63万円	65万円	65万円	65万円	66万円
後期高齢者支援金等賦課分	19万円	20万円	22万円	24万円	26万円
介護納付金賦課分	17万円	17万円	17万円	17万円	17万円
合計	99万円	102万円	104万円	106万円	109万円

(3) 施行期日

令和7年4月1日

(4) 今後のスケジュール

令和7年2月議会上程予定

軽減判定所得の見直し

(1) 改正内容

被保険者の合計所得額が一定額以下の場合に、保険料の負担軽減を図るため、応益割(均等割・平等割)を軽減する制度について、軽減判定所得の基となる所得判定基準額を引き上げるもの。

2割	現行	基準額 = 43万円 + 54.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数－1)
	改正後	基準額 = 43万円 + 56万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数－1)
5割	現行	基準額 = 43万円 + 29.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数－1)
	改正後	基準額 = 43万円 + 30.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数－1)

(2) 所得判定基準額の改正経過

	2割軽減	5割軽減	7割軽減
令和3年度	43万円＋52万円×被保険者数＋10万円×(給与所得者等の数－1)	43万円＋28.5万円×被保険者＋10万円×(給与所得者等の数－1)	43万円＋10万円×(給与所得者等の数－1)
令和4年度 (3年度に据置)	43万円＋52万円×被保険者数＋10万円×(給与所得者等の数－1)	43万円＋28.5万円×被保険者＋10万円×(給与所得者等の数－1)	43万円＋10万円×(給与所得者等の数－1)
令和5年度	43万円＋53.5万円×被保険者＋10万円×(給与所得者等の数－1)	43万円＋29万円×被保険者数＋10万円×(給与所得者等の数－1)	43万円＋10万円×(給与所得者等の数－1)
令和6年度	43万円＋54.5万円×被保険者＋10万円×(給与所得者等の数－1)	43万円＋29.5万円×被保険者＋10万円×(給与所得者等の数－1)	43万円＋10万円×(給与所得者等の数－1)
令和7年度	43万円＋ 56万円 ×被保険者数＋10万円×(給与所得者等の数－1)	43万円＋ 30.5万円 ×被保険者＋10万円×(給与所得者等の数－1)	43万円＋10万円×(給与所得者等の数－1)

(3) 施行期日

令和7年4月1日

(4) 今後のスケジュール

令和7年2月議会上程予定